

〔判例研究〕

福知山線列車脱線転覆事故最高裁決定

(最決平成29・6・12刑集71巻5号315頁)

岡 部 雅 人

【事実の概要】

被告人Aは平成4年6月から平成9年3月までの間、被告人Bは平成9年4月から平成15年4月までの間、被告人Cは平成15年4月から平成18年2月までの間、それぞれ西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）の代表取締役社長として会社の業務執行を統括し、運転事故の防止についても経営会議等を通じて必要な指示を与えたとともに、社内に設置された総合安全対策委員会委員長として、運転事故対策についての基本方針や特に重大な事故の対策に関する審議を主導して鉄道の運行に関する安全体制を確立し、重大事故を防止するための対策を講ずるよう指揮すべき業務に従事していた。

JR西日本では、東西線開業に向けて、福知山線から東西線への乗り入れを円滑にする等の目的で、福知山線と東海道線を立体交差とするなどの尼崎駅構内の配線変更を行い、これに付帯して、福知山線上り線路の右方に湾曲する曲線（以下「本件曲線」という。）の半径を600mから304mにし、その制限時速が前の95kmから70kmに変更される線形変更工事（以下「本件工事」という。）を施工した（平成8年12月完成、平成9年3月運行開始）。本件工事により、通勤時間帯の快速列車の本件曲線における転覆限界速度は時速105kmから110km程度に低減し、本件曲線手前の直線部分の制限時速120kmを下回るに至った。加えて、前記運行開始に伴うダイヤ改正により、1日当たりの快速列車の本数が大幅に増加し、運転士が定刻運転のため本件曲線の手前まで制限時速120km又はこれに近い速度で走行する可能性が高まっていたので、運転士が何らかの原因で適切な制動措置をとらないままこのような速度で列車を本件曲線に進入させた場合には、脱線転覆する危険性が差し迫っていた。

したがって、被告人Aは本件工事及び前記ダイヤ改正の実施に当たり、被告人Bは平成9年4月の社長就任後速やかに、被告人Cは自ら福知山線に自動列車停止装置（ATS）を整備する工事計画を決定した平成15年9月29日の経営会議又は遅くとも

同年12月以降に行われたダイヤ改正の際、それぞれ、JR 西日本においてATS整備の主管部門を統括する鉄道本部長に対し、ATSを本件曲線に整備するよう（被告人CはATSを本件曲線に優先的に整備するよう）指示すべきであったのに、被告人らは、本件曲線にATSを整備しないまま、列車の運行の用に供した。

その結果、平成17年4月25日午前9時18分頃、福知山線の快速列車を運転していた運転士が適切な制動措置をとらないまま、転覆限界速度を超える時速約115kmで同列車を本件曲線に進入させた際、ATSによりあらかじめ自動的に同列車を減速させることができず、同列車を脱線転覆させるなどして、同列車の乗客106名を死亡させ、493名を負傷させた（以下、同事故を「本件事故」という。）。

本件事故につき、被告人らは、神戸地方検察庁で不起訴とされた後、神戸第一検察審査会による2度の「起訴相当」判決を受けて、業務上過失致死傷罪（刑法（平成18年法律第36号による改正前のもの）211条1項前段）で強制起訴された。

第1審（神戸地判平成25・9・27刑集71巻5号381頁参照）では、被告人らにおいて、本件曲線で速度超過による列車脱線転覆事故が発生する危険性についての具体的予見可能性があったかどうかが主に争われたが、第1審判決はこれらを否定して無罪を言い渡した。

これに対して、検察官の職務を行う指定弁護士が控訴を申し立てたが、控訴審（大阪高判平成27・3・27刑集71巻5号428頁参照）は、第1審判決の判断を是認した。

これに対して、指定弁護士が上告した。

【決定要旨】

上告棄却。

「本件事故以前の法令上、ATSに速度照査機能を備えることも、曲線にATSを整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかった上、後に新省令等で示された転覆危険率を用いて脱線転覆の危険性を判別し、ATSの整備箇所を選別する方法は、本件事故以前において、JR西日本はもとより、国内の他の鉄道事業者でも採用されていなかった。また、JR西日本の職掌上、曲線へのATS整備は、線路の安全対策に関する事項を所管する鉄道本部長の判断に委ねられており、被告人ら代表取締役においてかかる判断の前提となる個別の曲線の危険性に関する情報に接する機会は乏しかった。JR西日本の組織内において、本件曲線における脱線転覆事故発生の危険性が他の曲線におけるそれよりも高いと認識されていた事情もうかがわれない。したがって、被告人らが、管内に2,000か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線を脱線転覆事故発生の危険性が高い曲線として認識できたとは認められない。」「なお、指定弁護士は、本件曲線において列車の脱線

転覆事故が発生する危険性の認識に関し、『運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する』という程度の認識があれば足りる旨主張するが、前記のとおり、本件事故以前の法令上、ATSに速度照査機能を備えることも、曲線にATSを整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと等の本件事実関係の下では、上記の程度の認識をもって、本件公訴事実に係る注意義務の発生根拠とすることはできない。』以上によれば、JR西日本の歴代社長である被告人らにおいて、鉄道本部長に対しATSを本件曲線に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったということではできない。』

本決定には、以下の通り、小貫芳信裁判官の補足意見が付されている。

「……注意義務ないし結果回避義務があるというためには、被告人らにその義務を課すに足りる程度の認識ないし予見可能性がなければならない。この点、本件公訴事実は、『被告人らは、運転士が適切な制動措置をとらないまま本件曲線に進入することにより、本件曲線において列車の脱線転覆事故が発生する危険性を予見できた。』としているところ、これは、JR西日本管内に数多くある曲線のうち、本件曲線に特化された脱線転覆事故発生の危険性の認識と考えるのが相当である……。』「しかし、被告人らが……、本件曲線より半径が短い曲線が2,000か所以上も存在する中で、それらの曲線に比べて、特に本件曲線に対する危険性ないしATS設置の必要性を認識できた……とはいえないように思われる。』「一般に、運転士の曲線における制動の懈怠はあり得ることであり、したがって、転覆事故もあり得る事態であるという程度の認識をもって、曲線にATSを整備するよう指示すべき義務が生じるとすれば、JR西日本管内の数多くの曲線が同時にATSを整備すべき曲線に該当することとなる。しかし、そのように数多くの曲線に同時にATSを整備するよう刑罰をもって強制することは、本件事故以前の法令上、曲線にATSを整備することは義務付けられていなかったこと、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと等の本件事実関係の下では、過大な義務を課すものであって相当でない。どの程度の予見可能性があれば過失が認められるかは、個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきものであろう。これを所論が援用する判例との関係でみると、火災発生の危険があることを前提として法令上義務付けられた防災体制や防火設備の不備を認識しながら対策を怠っていた等、一定の義務発生の基礎となる事情が存在する大規模火災事例における予見可能性の問題と、そのような事情が存在したとは認められない本件のそれを同視することは相当ではないと思われる。』

【評 釈】

1 問題の所在

本件は、快速列車の運転士が制限速度を大幅に超過し、転覆限界速度をも超える速度で同列車を本件曲線に進入させたことにより同列車が脱線転覆し、多数の乗客が死傷した鉄道事故について、同事故以前の法令上、曲線にATSを整備することは義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと、同列車を運行する鉄道会社の歴代社長らが、管内に2,000か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線を脱線転覆事故発生の危険性が高い曲線として認識できたとは認められないこと等の事実関係の下では、歴代社長らにおいて、ATS整備の主管部門を統括する鉄道本部長に対しATSを本件曲線に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったとはいえず、業務上過失致死傷罪が成立しないとされた事例である¹⁾。

本件においては、法令上の明確な義務がない場合につき、発生確率の低い結果の予見可能性でもって重い負担となる結果回避義務を課すことの可否が問題となる²⁾。

1) 本件評釈として、前田雅英「判批」WLJ判例コラム臨時号110号(2017)文献番号2017WLJCC018、松宮孝明「判批」法学セミナー751号(2017)121頁、同「判批」法律時報89巻10号(2017)4頁以下、安田拓人「判批」法学教室445号(2017)151頁など。原判決に対する評釈として、辺誠祐「製品・食品の安全」木目田裕=佐伯仁志編『実務に効く企業犯罪とコンプライアンス判例精選』(2016、有斐閣)224頁以下、岡部雅人「判批」刑事法ジャーナル47号(2016)77頁以下、松宮孝明「判批」新・判例解説Watch19号(2016)199頁以下など。なお、JR西日本においてATS整備の主管部門を統括する鉄道本部長を務めていた被告人が無罪を言い渡されたものとして、神戸地判平成24・1・11裁判所ウェブサイト。同判決の評釈として、土本武司「判批」捜査研究61巻2号(2012)127頁以下、同61巻3号(2012)127頁以下、船山泰範「判批」日本法学78巻1号(2012)157頁以下、同「判批」板倉宏監修『現代の判例と刑法理論の展開』(2014、八千代出版)41頁以下、前田雅英「自動車・電車事故の原因の確定と構成要件該当性」警察学論集65巻8号(2012)139頁以下(同『刑事法最新判例分析』(2014、弘文堂)45頁以下所収)、内海朋子「判批」法学教室389号別冊付録判例セレクト2012〔I〕(2013)30頁、齊藤彰子「判批」『平成24年度重要判例解説(ジュリスト1453号)』(2013、有斐閣)150頁以下、古川伸彦「鉄道・航空機事故の最新判例を『読む』」法学教室395号(2013)11頁以下、甲斐淑浩「経営者の刑事責任」野村修也=松井秀樹編『実務に効くコーポレート・ガバナンス判例精選』(2013、有斐閣)224頁以下、大塚裕史「鉄道事故と企業幹部の管理・監督責任——JR福知山線脱線転覆事故判決を契機として——」高橋則夫ほか編『曾根威彦・田口守一先生古稀祝賀論文集〔上巻〕』(2014、成文堂)641頁以下、楠田泰大「判批」同志社法学66巻1号(2014)123頁以下など。

2) 松宮・前掲注(1)法セ121頁、安田・前掲注(1)151頁参照。

2 予見可能性について——いわゆる「いったん」公式について——

本件法廷意見は、「指定弁護士は、本件曲線において列車の脱線転覆事故が発生する危険性の認識に関し、『運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する』という程度の認識があれば足りる旨主張するが、……本件事故以前の法令上、ATSに速度照査機能を備えることも、曲線にATSを整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと等の本件事実関係の下では、上記の程度の認識をもって、本件公訴事実に係る注意義務の発生根拠とすることはできない。」と判示している。

指定弁護士の主張は、「昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供するホテルにおいては火災発生の危険を常にはらんでいる上、被告人は、昭和54年5月代表取締役社長に就任した当時から本件建物の9、10階等にはスプリンクラー設備も代替防火区画も設置されていないことを認識しており、また、本件火災の相当以前から、既存の防火区画が不完全である上、防火管理者であるHが行うべき消防計画の作成、これに基づく消防訓練、防火用・消防用設備等の点検、維持管理その他の防火防災対策も不備であることを認識していたのであるから、自ら又はHを指揮してこれらの防火管理体制の不備を解消しない限り、いったん火災が起これば、発見の遅れや従業員らによる初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、従業員らにおいて適切な通報や避難誘導を行うことができないまま、建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客らに死傷の危険の及ぶおそれがあることを容易に予見できたことが明らかである。」と判示した、ホテル・ニュージャパン火災事件最高裁決定³⁾、また、「宿泊施設を設け、昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供する旅館・ホテルにおいては、火災発生の危険を常にはらんでいる上、被告人は、同ホテルの防火防災対策が人的にも物的にも不備であることを認識していたのであるから、いったん火災が起これば、発見の遅れ、初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客等に死傷の危険の及ぶ恐れがあることはこれを容易に予見できたものというべきである。」と判示した、川治プリンスホテル火災事件最高裁決定⁴⁾などにおいて示された、いわゆる「いったん」公式に依拠したものである⁵⁾。

しかし、このような「いったん」公式に対しては、「いつ、どこから、どのような

3) 最決平成5・11・25刑集47巻9号242頁。

4) 最決平成2・11・16刑集44巻8号744頁。

5) 安田・前掲注(1)151頁参照。引用文中の下線は筆者による。

原因で出火するかはわからないが、いつか、どこかで、どのような原因からか出火することはありうるというだけでは、出火の予見可能性は、一般的・抽象的なものすぎず、結果の具体的予見可能性を基礎づけるものではない」との批判が有力になされている⁶⁾。

本件法廷意見は、この見解と同様、本件においては、この程度の認識では「注意義務の発生根拠とすることはできない」としており、小貫補足意見も、「火災発生の危険があることを前提として法令上義務付けられた防災体制や防火設備の不備を認識しながら対策を怠っていた等、一定の義務発生の基礎となる事情が存在する大規模火災事例における予見可能性の問題と、そのような事情が存在したとは認められない本件のそれを同視することは相当ではない」としている。すなわち、本決定は、「……多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」とする消防法8条1項の規定が存在する大規模火災事例の場合とは異なり、本件については、「本件事故以前の法令上、ATSに速度照査機能を備えることも、曲線にATSを整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと等」から、両者の予見可能性の問題を同視することは相当ではない、としているのである。

このことから、本決定に対しては、「運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば」という条件付きの一般的な予見可能性では過失は根拠づけられないとする点で、「危惧感説」を排斥したものとみられる、との評価もなされている⁷⁾。

もっとも、千日ビル火災事件最高裁決定⁸⁾は、「火災の拡大を防止するため、法令上の規定の有無を問わず、可能な限り種々の措置を講ずべき注意義務があった」と判示しており、そこでは、必ずしも法令上の規定の存在が注意義務の発生根拠とはされていない。さらに、近時有力な新過失論の立場からは、予見可能性の結果回避義務関連性を肯定し、ここから、課されるべき結果回避措置の内容いかんによっては、結果発生の可能性はかなり低いものであってもかまわず、万が一の程度の結果発生の可能

6) 上罵一高「判批」山口厚=佐伯仁志編『刑法判例百選I〔第7版〕』（2014、有斐閣）119頁参照。

7) 松宮・前掲注(1)法セ121頁。

8) 最決平成2・11・29刑集44巻8号871頁。

性であっても、その低いレベルに対応する結果回避義務が課されてよい場合がある、という主張もなされているところである⁹⁾。

そうだとすれば、少なくとも、新過失論に立ち、結果回避義務を課するための前提として要求される予見可能性としてであれば、指定弁護士の主張するように、「運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する」という程度の認識でも足りる、と解する余地も認められるように思われる。もっとも、問題となるのは、この程度の予見可能性から、本件曲線における列車の脱線転覆事故の発生を回避する義務を被告人らに課することができるか、ということである。この点については、後ほど検討する。

なお、これに対して、旧過失論に立ち、過失犯の責任を基礎づけるためには、具体的予見可能性が必要である、とする場合には、端的に、この程度の予見可能性しか認められない本件においては、過失犯の責任を基礎づけるだけの具体的予見可能性が認められない、として、少なくとも、本決定の結論は支持されることになるであろう。

3 予見可能性と結果回避義務との関係について

小貫補足意見は、「どの程度の予見可能性があれば過失が認められるかは、個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきものであろう。」としている。このことは、薬害エイズ事件帝京大ルート第1審判決¹⁰⁾において示された、予見可能性と結果回避義務の相対性を認める考え方を、補足意見の中ではいえ、最高裁が認めた点において、注目されよう。

薬害エイズ事件帝京大ルート第1審判決は、「本件当時における外国由来の非加熱製剤の投与による結果予見可能性について、『(血友病患者を) 高い確率で HIV に感染させた上、その多くにエイズを発症させてこれを死亡させることを予見し得』た(本件公訴事実)とは認められない。すなわち、非加熱製剤の投与によって、血友病患者を HIV に感染させる可能性(危険性)は予見し得たといえるが、それが『高い確率』であったとは客観的に認め難いし、HIV 感染者について『その多く』がエイズを発症するということが、現在の知見においてはどのように認められようが、本件当時においてそのような結果を予見することが可能であったとは認められない(これ

9) 井田良『講義刑法学・総論』(2008、有斐閣) 208頁以下、高橋則夫『刑法総論〔第3版〕』(2016、成文堂) 219頁以下。

10) 東京地判平成13・3・28判時1763号17頁。

に対し、エイズを発症した場合にその多くが死亡に至ることは客観的にも予見可能であったし、被告人も現に予見していたものと認められる。〔改行〕しかし、他方において、こうした『高い』、『多く』といったことを別にすれば、本件当時においても、外国由来の非加熱製剤の投与によって、血友病患者を『HIVに感染させた上、エイズを発症させてこれを死亡させ得る』ことは予見し得たといえるし、被告人自身が、現実にそのような危険性の認識は有していたものと認められる。換言すれば、本件において、被告人は、結果発生危険がないと判断したわけではなく、結果発生危険はあるが、その可能性は低い（少なくとも、検察官が主張する程度よりははるかに低い）と判断したものと認められる。〔改行〕したがって、本件においては、関係各証拠により認められる程度の結果予見可能性を前提として、なお被告人に結果回避義務違反が認められるかどうか、過失責任の成否を決定することになると考えられる。とした上で、「本件において刑事責任が認められるのは、通常の血友病専門医が本件当時の被告人の立場に置かれれば、およそそのような判断はしないはずであるのに、利益に比して危険の大きい医療行為を選択してしまったような場合であると考えられる。そして、通常の血友病専門医が本件当時の被告人の立場に置かれた場合の行動については、そのような能力を有するものが当該事情の下において合理性のある行動をとることを想定し、規範的な考察を加えて、認定判断すべきものと史料される。」と判示している¹¹⁾。そして、同判決に対しては、「予見可能性の結果回避義務関連性の考え方を基礎に置くとともに、行為の時点において従うことの要求される行動準則が注意義務の内容を決めるとした点で、新過失論の基本思想に合致する判断を示したものである。」との評価がなされている¹²⁾。

そうだとすれば、予見可能性は、責任非難を基礎づけるものとして責任段階に位置づけられるものではなく、結果回避義務の前提として構成要件ないし違法性の段階に位置づけられるものであるとする新過失論の考え方が¹³⁾、本決定によって、最高裁においても完全に定着したものとみることができるようと思われる。

もっとも、小貫補足意見は、このような予見可能性と結果回避義務の相対性を認めながらも、この程度の予見可能性では、本件曲線に対する危険性ないしATS設置の必要性を認識できたとはいえず、ATSを整備することを義務付けることはできない、

11) 引用文中の下線は筆者による。

12) 井田・前掲注(9)210頁。

13) 徳島地判昭和48・11・28刑月5巻11号1473頁（森永ドライミルク事件差戻後第1審判決）。なお、最決平成28・5・25刑集70巻5号117頁（渋谷温泉施設爆発事件最高裁決定）も参照。このことをめぐっては、岡部雅人「過失犯における『因果経過の予見可能性』について——渋谷温泉施設爆発事故最高裁決定をてがかりとして——」川端博ほか編『理論刑法学の探究⑩』（2017、成文堂）1頁以下も参照。

としている。それゆえ、本決定は、結果回避義務の前提としての予見可能性であっても、やはりこの程度のものでは足りない、と判断し、危惧感説を排斥したものであるかのようにも思われる。

しかしながら、このことから直ちに、本決定が危惧感説を排斥したものとまでいうことはできないであろう。なぜならば、課されるべき結果回避措置の内容いかんによっては、結果発生の可能性はかなり低いものであってもかまわず、万が一の程度の結果発生の可能性であっても、その低いレベルに対応する結果回避義務が課されてよい場合がある、とする新過失論の立場からは、本件のような場合には、規範的な観点から、一般論として、ATSを整備することを義務付けることまでは可能であったとしても、管内に2,000か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線に優先的にATSを整備するということまでをも義務付けることは、その予見可能性の程度と課される結果回避義務との相対性の観点から、過剰な義務を課すことになるものと評価せざるをえないように思われるからである。JR西日本は、まさに「運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する」事態に備えて、ATSの整備自体は既に進めていたのであるから、その予見可能性の程度に応じた結果回避義務は、既に尽くしていたものというべきであろう¹⁴⁾。すなわち、本決定は、端的に、具体的予見可能性が認められないとして、過失犯の成立を否定したのではなく、たとえていうならば、20点分の予見可能性しかない以上、これに20点分の結果回避義務を課することはできても、60点分の結果回避義務を課することはできないとして、過失犯の成立を否定したものとみることができるのである¹⁵⁾。

よって、本決定は、危惧感説を排斥しているどころか、むしろ、正しくその判断方法を採用したものであるというべきであろう。

4 おわりに

従来、危惧感説は、過失犯の処罰範囲をもっぱら拡張する見解であるとばかりみられてきたように思われる。実際、危惧感説には、そのような側面があることは否定できないし、現に、そのような理論として展開されてきたこともまた否定できないであ

14) これに対して、大規模火災事例においては、せいぜい一建造物内における防火管理体制が問題となるに過ぎないことから、「いったん火災が起これば」という程度の予見可能性しかない場合でも、十分な防火管理体制を敷くことを義務付けることが、直ちに過剰な義務を課すことにはならないものと思われる。それゆえ、本決定は、大規模火災事例における最高裁の判断とも矛盾するものではないということができよう。

15) 岡部雅人「過失競合事例における主体の特定と過失行為の認定」刑法雑誌55巻2号(2016)200頁参照。

ろう。しかし、危惧感説は、あくまでも、予見可能性の結果回避義務関連性を肯定し、ここから、課されるべき結果回避措置の内容いかんによっては、結果発生の可能性はかなり低いものであってもかまわず、万が一の程度の結果発生の可能性であっても、その低いレベルに対応する結果回避義務が課されてよい場合がある、とする見解であるということが再認識されるべきである。本決定は、そのことを明らかにした点において、重要な意義を有するものであるということができよう。

[付記]

脱稿後、齊藤彰子「判批」刑事法ジャーナル54号（2017）156頁以下、川崎友巳「『福知山線脱線事故』が問いかけるもの——刑法の役割を考える」法学教室447号（2017）46頁以下に接した。

また、校正段階で、樋口亮介「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)」法曹時報69巻12号（2017）1頁以下に接した。